

日時：2025/8/12  
13:00～14:30

場所：只見町町下庁舎中会議室

出席者：渡部周一郎委員、目黒美樹委員、渡部理一委員、齋藤聡委員、山内征久委員、飯塚春夫委員、長谷部克則委員、小島宜是委員（8名）

欠席者：小沼一弘委員、吉津榮一委員、馬場大輔委員（3名）

事務局：星一事務局長、岩淵秀一事務局員（2名）

作成者：岩淵事務局長

事務局長

定刻になりました。本日は改選後初めての農業委員会となりました。臨時議長選任までの間、事務局長の私が進行役を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。それでは委員の方々に町長より辞令書の交付を行いますので、名前の呼ばれた方は、前に出て辞令書を授与いただきますようお願いいたします。（最年長順に起立し辞令書を交付）

（開会宣言）

只今より、只見町農業委員会8月定例総会を開会します。本日の出席状況は委員総数11名中出席者9名ですので定足数に達していることを報告いたします。なお、本日の定例総会の招集については、農業委員会法第27条第1項の規定により町長が行っております。まずは町長より挨拶をいただきます。

町長

令和7年8月11日の任期満了に伴い、新たに農業委員を公募したところ8名の応募と3名の推薦の合計11名、定数と同数の応募があり、議会にも選任同意をいただき、本日任命させていただきました。

本日は、初めての農業委員会でありますので、一言挨拶を申し上げます。

農業委員会制度は大変古く、また農業委員会は戦後の農地改革の推進に大変大きな力を担った組織であり、これまでも皆様のご活躍により地域農業が一つの形をなしてきたと思います。

また、今回の改選によりまして3名の方が新しく任命となりました。今後も農地利用の最適化を更に推進するため、現場活動を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が新たに委嘱することとなり、農業委員、農地利用最適化推進委員が協力し、「集落話し合い運動」を展開し、昨年度策定した地域計画を基にした農地の集積・集約や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を活動業務の柱とした地域農業の発展、向上に寄与するため、農業委員の皆様には、御尽力いただきますようお願いいたします。

以上私からのお願いを申し上げますとともに、これから新しい農業委員会の体制が作られると思いますが、新たな委員長のもと、農業委員の皆様のご活躍を御期待申し上げます。挨拶といたします。

また、先日会津17市町村の集まりがあり、只見町は、ほ場整備事業、取水堰、ライスセンター整備を進めていく中、農家は若く意欲的で地域の担い手であり、持続可能な農業を今後農業委員会の皆さんと共に推進していくことを強調された。

事務局長

町長は、これから公務がありますので、ここで退席させていただきます。（町長退席）

（臨時議長選出）

これから農業委員会法第5条第1項の規定により、委員の皆様で会長を互選していただきますが、その前に会長の選任の議事を進行していただく臨時議長を選任する必要があります。臨時議長は、地方自治法第107条の規定に準じ、最年長の委員としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

異議なしとの声がありましたので、現在の出席委員の最年長ということで飯塚春夫委員に臨時議長をお願いしたいと思います。

（本来の渡部理一委員が遅れているため）

只今臨時議長に選任されました飯塚春夫です。議事の進行が円滑にいくよう、暫時の間よろしく申し上げます。

（事務局職員、農業委員の自己紹介）

それでは早速でございますが、議事に入る前に、農業委員及び事務局職員の自己紹介をお願いします。

（事務局長、事務局職員、最年少委員からそれぞれに自己紹介）

（出席状況）

本日の届出欠席者は、小沼委員、馬場委員、吉津委員の3名です。

出席委員は定数の過半数となっており総会が成立しましたことを報告いたします。

（議事録署名人指名）

本日の議事録署名人に渡部周一郎委員と長谷部克則委員を指名いたします。

（了承）

渡部委員  
長谷部委員

臨時議長

それでは議案審議に入ります。

それでは「議案第10号 只見町農業委員会会長の互選について」を議題とします。まず、互選の方法についてですが、会長に適当と思われる方を推薦していただくという方法でよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長に推薦される方はいらっしゃいますか。

全委員  
臨時議長

渡部委員

上部機関の役員等の関係もありますので、引き続き飯塚春夫委員を会長に推薦いたします。

臨時議長

他に推薦される方はありませんか。

（ありません）

全委員

臨時議長

ほかに推薦される方がいらっしゃいませんので、皆さんにおはかりします。飯塚春夫委員を只見町農業委員会の会長とすることに賛成される方は、挙手を求めます。

（全員挙手）

（全会一致・賛成多数）により、私飯塚春夫委員を只見町農業委員会の会長とすることに決しました。

全委員

臨時議長

臨時議長

会長が選任されましたので、臨時議長の職を解かれます。  
円滑な議事の進行にご協力いただきありがとうございます。

議長

(新会長就任あいさつ)  
この度、会長になりました飯塚春夫です。今月25日には県農業会議の臨時総会で理事に推薦される見込みであり、今後3年間は常任委員と併せて毎月福島市に出向かなければいけないことを報告し、これから3年間よろしくをお願いします。

それでは、只見町農業委員会会議規則第7条の規定により、委員会に諮る案件を議題とする場合は、会長が行うこととされていますので、これからの議案は、会長から皆さんにお諮りします。

それでは「議案第11号 会長の職務を代理する者の互選について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局長

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき又は事故があるときは、農業委員の互選した者が会長の職務を代理することとされております。

職務代理者の選任方法についてですが、慣例により、会長の所属地区以外の地区、只見地区及び朝日地区から、1名ずつ選出することとしたいと思っております。

議長

事務局から説明がありましたが、職務代理者の選任については、只見地区及び朝日地区から1名ずつ選出することとしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

それでは、只見地区及び朝日地区の委員の方はそれぞれ話し合っていたいて、職務代理者の候補を1名決めていただきたいと思っております。

なお、話し合い終了後、各地区での協議結果を事務局へ報告いただきますようお願いいたします。

暫時休議とします。

(暫時休議)

それでは、事務局より各地区の職務代理者の候補者の報告を求めます。

事務局長

それでは、御報告します。只見地区の候補者は小沼一弘委員、朝日地区の候補者は齋藤聡委員となりました。

議長

事務局長より報告がありました職務代理者の候補者について、お諮りします。小沼一弘委員及び齋藤聡委員を職務代理者とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

全会一致により、小沼一弘委員及び齋藤聡委員を職務代理者とするに決しました。

それでは、職務代理者となりました齋藤聡委員に一言御挨拶をお願いします。

齋藤委員

何分不慣れではございますが、よろしくをお願いします。

議長

続きまして「議案第12号 議席の決定について」を議題とします。  
事務局より説明を求めます。

事務局長

議席については、只見町農業委員会会議規則第5条第1項の規定により会長が決定するとなっているが、今までの慣例では、会長及び職務代理者を除く委員の議席については、くじの結果により会長が決定することとしているため、今回もくじで行いたいと思っております。

議長

事務局の説明のとおり、議席の決定についてはくじによりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認めますので、会長及び職務代理者を除く委員の方は、くじを引いてください。

なお、本日欠席の委員の方については、事務局が代理で引いてもらいます。

(委員によるくじ引き)

くじの結果により、

1番(職務代理者)小沼一弘委員、2番渡部周一郎委員、3番長谷部克則委員、4番目黒美樹委員、5番渡部理一委員、6番小島宜是委員、7番吉津榮一委員、8番山内征久委員、9番馬場大輔委員、10番(職務代理者)齋藤聡委員、11番(会長)飯塚春夫委員と決定しました。

ここで席替えのため暫時休議します。

(決定した席に席替)

会議を再開します。「議案第13号 農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

(資料説明)

議長

事務局の説明が終わりました。意見のある方、挙手をお願いします。

全委員

(意見なし)

議長

ないようでしたら、議案第13号を承認するに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

(全会一致・賛成多数)により、原案のとおり承認されました。

次に「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議長。

はい。

それでは座って説明させていただきます。

まず1件目ですが、議案書の7ページをご覧ください。

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記の

事務局

おり提出され受理したので、申請通り許可するものとする。  
令和7年8月12提出、只見町農業委員会長ということで今回申請が2  
件ございました。

1件目の申請者は譲受人が只見のMさん、譲渡人が東京都のNさんで  
す。申請地が只見字岩崎のご覧のとおり田1筆の合計面積が1,373平米  
です。申請理由としては相手方の要望であり農地を贈与、Nさんは他県  
在住のため今回対象の土地がほ場整備地区内のため手離したいと申請が  
ありました。場所は議案資料の4ページが案内図、5ページが現地調査  
の写真です。6ページが調査報告書ですが本日担当委員が欠席のため、  
立会いた事務局が説明いたします。この農地の利用状況ですが既に基  
盤整備が終わって換地は未だのようですが、水稻が作付けされており問  
題はありませんでした。また、権利取得後の常時従事状況は、担い手へ  
貸付けるため問題なし。周辺地域との関係は、ほ場整備事業実施に係る  
話し合いは出来ており、問題なしということで許可妥当と判断しました  
ので、協議よろしくをお願いします。

続いて2件目の申請者は、譲受人が坂田のYさん、譲渡人が栃木県の  
Yさんです。申請地が坂田字原のご覧のとおり畑2筆の合計面積が493  
平米です。申請理由としては経営規模の拡大であり農地を贈与、Yさん  
は他県在住のため農業廃止のため手離したいと申請がありました。場所  
は議案資料の7ページが案内図、8ページが現地調査の写真です。9ペ  
ージが調査報告書です。担当の委員から調査説明をお願いします。

4番目黒委員

8月4日に湯田推進委員と事務局で現地調査を行いました。  
利用状況は、さつまいもなどの野菜を作付けしており問題ありません。  
譲受人のYが借りて従事しており周辺地域との関係も良好で、特に問題  
ありません。許可相当と判断し、審議をお願いします。

議長

事務局及び担当委員の説明が終わりました。意見のある方、挙手をお願  
いします。

10番齋藤委員

1件目の現地調査の写真から一部道路のようなものが作られています  
が、大丈夫でしょうか。

議長

はい、事務局説明願います。

事務局

議長、10番齋藤委員の質問にお答えします。1件目の農地については、  
既に基盤整備が進められており現況の農地の状況はわかりませんが、ほ  
場整備事業で作られた道路と推測され、今後換地の中で一部道路となる  
予定です。しかし、今回換地前でありますので、従前地の判断となり従  
前は田のみであり、問題ありません。

議長

他にご意見ございませんか。  
(ありません)

ないようでしたら、議案第14号の2件を承認するに賛成の方の挙手を  
求めます。

全委員  
議長

(挙手)  
(全会一致・賛成多数)により、議案第14号は原案のとおり承認され  
ました。

議長

次に「議案第15号 現況確認証明申請について」を議題とします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

議長

はい、議案書の8ページをご覧ください。  
議案第15号 現況確認証明申請について、下記の者より現況確認証明願  
いの申請があり、受理したので証明するものとする。

令和7年8月12提出、只見町農業委員会長ということで今回申請が2  
件ございました。

2件とも所有者は違いますが、場所は同じ所でしたので、纏めて説明し  
ます。

申請当事者は、只見町寄岩地区のIさんとSさん所在は大宇寄岩字六十  
畑の計10筆、登記は農地ですが現況は原野、申請理由は現況地目に合  
わせるため、経緯は集落から距離があり、手間や労力等により農作業を  
行うことが困難なことから十数年前から耕作を止めて、原野化した。

議案資料の10ページをご覧ください。案内図ですが蒲生宮原の川向こう  
の林道を数百メートル入った赤色部分で国土調査等も行っていない地区  
で11ページにあるような法務局備え付けの公図のみとなります。13ペ  
ージに現地調査の写真がございますが、担当委員も場所がわからないた  
め寄岩集落の長老のKさんに案内してもらいました。現況は写真からも  
わかるように草木が生い茂り原野化しておりました。14～15ページに調  
査報告がありますが、任期満了により担当委員2人がおりませんので、  
立会いをした事務局から説明いたします。

7月31日夕方から現地案内していただき調査した結果、経緯のとおり十  
数年前から農地としての利用はしておらず原野化しており関係者からの  
聞き取りも行い問題なしと判断、非農地として妥当であると思いますの  
で、ご審議よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。意見のある方、挙手をお願いします。

10番齋藤委員

これは農地パトロールをした結果非農地だから申請してもらったのでし  
ょうか。

事務局

はい、議長

議長

はい、事務局

事務局

10番齋藤委員のご質問にお答えいたします。  
この申請は、農地パトロールの結果ではなく、電源開発株式会社から代  
理で申請がありました。この申請地番を地目変更後、購入し所有権移転  
したいとの事でした。

議長

他にご意見ございませんか。  
(ありません)

ないようでしたら、議案第15号の2件を承認するに賛成の方の挙手を  
求めます。

全委員

(挙手)

議長

(全会一致・賛成多数)により、議案第15号は原案のとおり承認され  
ました。

次に「議案第16号 只見農業振興地域整備計画の変更について」を議  
題とします。

議長

事務局より説明を求めます。

3番長谷部委員

構成メンバーの名前は教えていただけないか。

事務局

議長

はい、議案書の9ページをご覧ください。

事務局長

はい。メンバーは、K.M氏、N法人、N.S氏、N.M氏、O.K氏、S.K氏、K.Y氏、R法人の8名です。

議案第16号 只見農業振興地域整備計画の変更について、下記のとおり、農用区域内の農地を農業用施設用地に用途区分変更（軽微な変更）の申請があり、只見農業振興地域整備計画を変更することについて、只見町長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により諮問されたので、別紙により答申するものとする。

2番渡部委員

設置構想の10ページの只見のライスセンターとは直接関係はないが、黒谷のライスセンターはどこなのか。

令和7年8月12提出、只見町農業委員長ということで申請がございました

事務局

はい、議長  
2番渡部委員の質問にお答えします。  
ライスセンター（黒谷）は、S法人のH.K氏でございます。

申請当事者は、福島県で該当土地所有者は、議案書のとおり8名、場所は只見字雨堤地内の畑8筆の面積が1,502平米です。用途変更の概要は、ライスセンター用地、権利の種類は所有権移転、変更理由としてはほ場整備後の地域に持続的かつ安定的な農地の有効活用を図る「要」としてライスセンター（農林水産物集出荷施設）を設置する必要があり、設置場所選定については、乾燥調製時に発生する「騒音」「粉塵飛散」「運搬時のもみの落下」「車輛運行作業の安全確保」を考慮し、地権者等の同意や周囲環境から只見字雨堤地内が最適と判断した。

2番渡部委員

はい、了解しました。

議案資料の17ページをご覧ください。場所は三石神社へ向かう只見線の踏切を超えた直ぐ右手となります。18ページが現地調査したときの写真でございます。転用予定地は地目畑ですが、現況は写真のとおり遊休しておりました。17ページが調査報告書であり、8月4日に小沼委員と新國推進委員、事務局で現地調査を行っております。17ページ以降にはライスセンターの配置図、平面図、立面図、断面図を添付しております、また調査報告書の7つのチェック項目についても妥当と判断し、用途変更やむなしと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

8番山内委員

予定地の雨堤地域はほ場整備地域内か地区外か、また分筆される残りの土地や公衆用道路ははどうされるのか。

さらに、（仮称）只見地区ライスセンター設置構想について説明いたします。

事務局

はい、議長  
転用予定地については、ほ場整備地区内で今回創設換地の非農地設定という処理になります。また、分筆後のライスセンター横の農地については、畑として換地される予定と聞いております。ライスセンター予定地の道路については、そのまま残ります。

- 1 ライスセンター設置目的
- 2 第七次只見町振興計画内での位置づけ
- 3 ライスセンター設置による効果
- 4 公設民営によるライスセンター設置
- 5 ライスセンター設置予定箇所近隣の担いの動向
- 6 課題の整理と取組内容
- 7 想定費用と財源対策

議長  
全委員  
議長

他にございませんか  
（ありません）  
ないようでございますので、議案第16号について、その答申に対し別紙資料の答申（案）を承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

（以上7項目について、主だった内容を説明）

全委員  
議長

（全員挙手）  
全会一致により議案第16号の答申案の通り承認されました。  
本日の提出議案は以上です。続いて、協議報告事項に入ります。事務局  
お願いします。

最後に議案資料の18ページの答申（案）を説明し、只見農業振興地域整備計画の用途変更についてご審議よろしくお願ひいたします。

事務局

別紙資料（1）をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について説明いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。意見のある方、挙手をお願いします。

賃貸人S氏（栃木県）と賃借人K氏（K農業法人）の基盤強化法の相対で利用権設定していましたが福井字前田の畑2筆の合意解約と賃貸人M氏（東京都）とW氏（シャクヤク農家）の基盤強化法の相対で利用権設定していた大字黒沢の畑1筆の合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

3番長谷部委員

はい、議長  
運営組織について お聞きしたい。

次に別紙資料（2）をご覧ください。

事務局長

はい、議長  
運営組織名は未だ決定してはいませんが、ほ場整備事業只見地区推進委員会のライスセンター推進会議の中で要望があった。仮称ですが只見農地利用組合という8名の構成メンバーとなっております。

令和7年度只見町農業委員会定例総会等日程について説明いたします。  
今後の総会日程はご覧のとおりとなりますので、日程等調整をよろしく  
お願いします。また、11月5日から1泊2日の予定で県農業会議の大会と併せて山形方面を視察予定でありますので、参加方よろしくお願ひ  
いたします。

事務局

次に別紙資料(3)をご覧ください。

令和7年度一般社団法人福島県農業会議行事予定について説明いたします。

主に着色した会議内容について、今後皆様に関係してくる予定と思いますので、よろしくお願いいたします。

協議報告事項について事務局からは、以上となります。

議長

それでは、すべての議案、報告事項が終わりましたので、他に何かございませんか。

(全委員 ありません)

無いようなので、これで8月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

只見町農業委員長 飯塚 春夫 様

この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和 7年 9月16日

議事録署名人

渡部周一郎

議事録署名人

長谷部克則